

中川・綾瀬川圏域河川整備計画（原案）へのご意見等について

(環境に関すること)

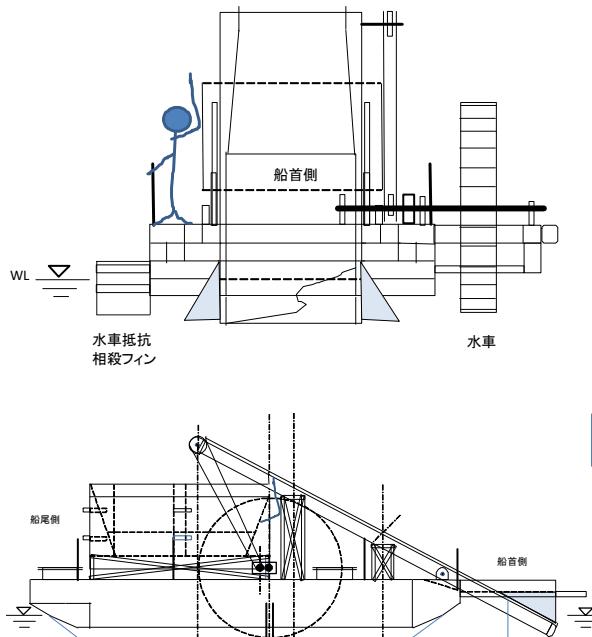
| 整理番号 | ご意見・ご提案（要旨） | 回答（案） |
|------|--|--|
| 1 | <p>河川整備計画の現状と課題は理解しました。よって、河川整備計画を推進してください。</p> <p>今回、この計画で、生物への生息空間の確保・保全にも配慮されていいと思います。</p> <p>ところが、綾瀬川に関しては、生物に配慮したエリアの整備が明記されていませんでしたので、心配になり意見させていただきます。</p> <p>私の居住する小菅一丁目あたりも、テラス風やスーパー堤防の一部が整備され、人間にとっては良い環境となりました。</p> <p>他方、堤防の作りは、川面と直角となり（傾斜堤防でなくなった）足を水面下において捕食するサギ類にとって生活しにくいものとなり、又、魚の泳ぐ様等人間の目にとまりにくくなり、川の持つ豊かさを感じることが少なくなりました。そこで、以下お願いがあります。</p> <p>○生物を意識した保全あるいは整備をお願いします。具体的な場所は、綾瀬川右岸中之橋近くの綾瀬排水機場から京成本川鉄橋間あたりの、低水護岸（捨石）と思われるところです。石が積まれた環境が生き物にとって良い環境だと感じています。魚類が生息しているか、繁殖に適した所なのかは調査したわけではなくわかりません。現状のままが良いと思いますが、堤防強化が整備の本旨でしょうから、そのうえで、ぜひ知恵や工夫をもって生物（魚類やサギ）が生活できる環境もあわせて</p> | <p>綾瀬川では、平成23年3月の東日本大震災を契機とし、平成24年から堤防の耐震補強工事を実施しております。また、川沿いのまちづくりと連携し、スーパー堤防の整備も進めております。</p> <p>ご意見いただいた川面と直角の堤防構造は、耐震性能を確保するために必要な構造となっております。水害に対する安全性確保のため、ご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>いただいたご意見を参考に、水辺に生息する動植物や周辺に住む方々にとってよりよい水環境の向上に努めてまいります。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>整備していただきたいと思います。低水護岸（捨石）で整備してください。</p> | |
| 2 | <p>1. 河川環境保全 (1) 表法面芝張り整備について ①中川左岸の表法面芝張り整備（河川テラス側）は、新小岩ポンプ所～松江第二中学校迄の間（約1.8km）のみが未実施です。早期の整備をお願いします。 事由) 既設河川テラス芝張り後、松江小学校マラソン大会、近隣保育園、地元少年野球チーム、ウォーキング、散歩、釣り等、河川テラスの利用者が大幅に増加している現状にあります。中川左岸の垂直護岸は高さが約2.5m程度あり、民家側に圧迫感を与えています。護岸環境を改善するためにもテラス側の芝張り整備を進めて頂けると地域として大変ありがとうございます。 既に芝張り済みの法面箇所はペットボトル、空き缶等のポイ捨てが激減するなどプラゴミポイ捨て対策に効果を発揮しています。</p> | <p>中川においては、耐震対策や緩傾斜型堤防整備などの工事状況を踏まえ、順次、堤防法面の緑化工事を実施しております。</p> <p>いただいたご意見については、今後整備を進める際の参考にさせていただきます。</p> |
| 3 | <p>②中川表法面芝張り整備に伴う法尻部の植栽（つじ等）スペースの設置取止め及び既設表法面階段部脇の階段状植栽スペースの廃止をお願いします。 事由) o 法尻部の植栽スペース設置取止めについて 芝張り対策済みの河川テラスでは法尻部の植栽スペースが1.0m程度、歩道スペース側に張り出しています。利用者の多くは長距離をウォーキングする為、植栽スペースを避けて通ることから、テラスの幅員が有効に利用されていない状況が見受けられます。また、植栽スペースの植込みが物陰になることからゴミのポイ捨てがされ易い環境となっています。景観的に法尻部の植栽スペースが必要であるならば0.5m程度の張り出しに抑えて頂けると大変ありがとうございます。</p> | <p>中川においては、耐震対策や緩傾斜型堤防整備などの工事状況を踏まえ、順次、堤防法面の緑化工事を実施しております。</p> <p>いただいたご意見については、今後整備を進める際の参考にさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>o 既設の表法面階段部脇の階段状植栽スペースの廃止について</p> <p>表法面階段部での飲食を楽しむ人が多く、空き缶、ペットボトル、菓子袋等多くのゴミが階段脇の植栽スペースにポイ捨てされている。このスペースは段差が大きいことから、河川清掃ボランティアとして収集時、安全に苦慮（メンバーが高齢者の為）している。法面の芝張り整備に合せて階段状植栽スペースは廃止し、法面に合わせた全面芝張りにして頂きたいと思います。</p> <p>芝張りにより物陰が無くなることでゴミのポイ捨て防止に効果を発揮すると考えます。</p> | |
| | <p>(2) 河川低水路浮遊のプラゴミ等収集方策について（アイデア提案）</p> <p>河川に船形水車を係留し、その水車の回転自然エネルギーでメッシュ状のコンベアーを回転させ、水面に浮遊するプラゴミ等を 24 時間自動収集する装置を中川下流域に試験的に開発設置して頂きたいと思います。</p> <p>※舟形水車の参考イメージは最終ページに添付理由）</p> <p>河川の高水敷に漂着、若しくは投棄されたゴミについては河川清掃ボランティアの皆様方が定期的な活動を実施されています。しかし、低水路に浮遊する漂流ゴミは陸地から容易、且つ安全に収集することが出来ません。東京都は河川清掃船（コンベアー船）による定期的なゴミ収集作業を行っています。しかし、浮遊ゴミは 24 時間流下し続けます。清掃船は夜間、早朝等、作業時間的に制限を受ける事から、昼間の収集に限られてしまします。江戸川区内を流下する中川の水面を観察すると蛇行部では水路内側より外側にヨシ、プラゴミ等の漂流ゴミが帶状となり流下していることが観察できます。帶状の流下ゴミを 24 時間自動稼働の舟形水車で効率よく収集出来れば河川からの海洋流出プラゴミ等の問題に少しは貢献出来るのではないかと考えます。</p> | |
| 4 | | <p>河川清掃ボランティアの皆様の活動により、良好な河川環境が維持されております。ありがとうございます。</p> <p>東京都では、河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、河川水面に浮遊するごみ等を作業船により収集しています。</p> <p>いただいたご意見を参考に、今後も良好な河川環境を維持するための取組を進めてまいります。</p> |

下記、自由覧に「舟形水車の参考イメージ」を添付します。

以上よろしくお願ひ申し上げます。



(計画目標・期間に関すること)

| 整理番号 | ご意見・ご提案（要旨） | 回答（案） |
|------|--|--|
| 1 | <p>1) 計画の目標について</p> <p>策定から 20 年以上経過している、平成 12 年 7 月の「中川・綾瀬川流域整備計画」における目標と同じ水準の目標が踏襲されていることは計画の目標とする治水安全度として適切ではない。国の管理区間ににおける中川の整備計画は未だ示されていないが、その論議のなかでは、おおむね 30 年に 1 回の確率で生起すると予想される規模の洪水を安全に処理する必要があるとされており、本原案における、年超過確率 1/10 規模の降雨に対して安全に流下させる、もしくは計画規模の洪水を安全に流下させるという目標水準は、整合性に欠けると見受けられる。さらに、ハザードマップ等では、想定最大規模の降雨、洪水も言及されており、本原案の計画目標水準は納得性に欠ける。</p> | <p>中川・綾瀬川圏域の河川は、管理者が国交省や埼玉県など複数に跨るため、国や都県等の関係者で構成される中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会により、中川・綾瀬川流域整備計画を策定し、圏域全体の整備目標を定めています。</p> <p>今後、同協議会等により圏域全体の整備目標が見直された場合は、中川・綾瀬川圏域の東京都管理区間においても、整備目標の見直しを行っていきます。</p> |
| 2 | <p>2) 計画の達成時期目標について</p> <p>平成 12 年 7 月の「中川・綾瀬川流域整備計画」が概ね 10 カ年を達成目標としていて、既に 20 年以上経過している。さらに今回、計画対象期間を 30 年と表記していることは、達成時期がさらに 30 年延長されることを意味するとも受け取れる。計画対象期間とは別に、目標の達成時期を明確にするべきである。</p> | <p>今回の河川整備計画の主な変更点は、第 2 章第 1 節（治水事業）(2) 耐震対策事業 に記載の、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」を令和 3 年 12 月に策定・公表したことに伴い、堤防の耐震対策範囲を変更しています。この「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」の事業期間は、令和 4 年度から令和 13 年度までとなっております。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 3 | <p>3) 計画高水位 (HWL) について</p> <p>旧江戸川、中川、新中川、綾瀬川等の標準断面図には HWL の表記があるものの、降雨もしくは洪水を安全に流下させるための計画堤防高さとともに計画高水位を河川に沿って定めて表記するべきである。もし、HWL が朔望平均満潮面であるなら、そのことを明記するべきである。</p> | <p>本整備計画に記載の HWL は、年超過確率 1/10 規模の降雨による洪水の水位を表現しています。</p> |
| 4 | <p>4) 堤防高さについて</p> <p>河川に沿った計画堤防高さおよび現況堤防高さの記載が見当たらない。堤防整備目標の重要な指標であり、現況の整備状況とともに整備目標を検討する基礎的な記載である。整備計画に盛り込んでおく必要がある。</p> | <p>中川・綾瀬川圏域の河川は、年超過確率 1/10 規模の降雨による洪水よりも、第 3 章第 2 節（高潮対策）に記載の伊勢湾台風と同規模の台風による高潮 (A.P. + 5.1m) による水位及び上平井水門と今井水門を閉鎖後、上流の洪水を河道に湛水する水位 (A.P. + 4.0m) のほうが水位が高いため、高潮潮位及び湛水位から計画堤防高を設定しています。</p> |

(スーパー堤防整備に関すること)

| 整理番号 | ご意見・ご提案（要旨） | 回答（案） |
|------|--|--|
| 1 | <p>5) 中川・荒川並走区間の中川左岸堤防の整備について</p> <p>スーパー堤防にて整備を行うべきである（原案に賛成する）。荒川の整備方針においては超過洪水対策として高規格堤防をこの区間に整備するとしている。高規格堤防は（1）堤防設計水位が越流深さ 15 cm にとどまり耐越水性能が限定される。（2）堤体の幅を大きくとる設計（越流深さ 15cm で堤防高さの 30 倍、越流深さ 40cm では 100 倍）であり民有地と大きく干渉する。（3）堤体に宅地を認めることから、堤防高さの変更が不可能になる。など致命的な欠陥を持っている。それに対して、東京都が提唱しているスーパー堤防は</p> | <p>東京都では、中川・新中川・綾瀬川・旧江戸川・隅田川の 5 河川において、コンクリートの直立堤防を、盛土による緩傾斜型の堤防へ作り変えるスーパー堤防整備事業を進めています。</p> <p>引き続きスーパー堤防整備を進め、大地震に対する安全性や河川環境の向上に努めてまいります。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>(1) 堤防高さの変更は事後も対応が可能である。 (2) 都市部の限られた土地資源で民有地への干渉を最低限に抑えることができる。 (3) 耐越水性能は貯水ダムと同等の設計を加味することで達成が可能である。など、圧倒的に優れた治水対策である。</p> | |
|--|---|--|